

# The University of Virginia School of Law

中 村 雅 磨

は じ め に

- 1 バージニア大学 The University of Virginia
- 2 バージニア大学ロー・スクール The University of Virginia School of Law

結びに代えて

はじめに

バージニア大学ロー・スクールの Kenneth R. Redden 教授 (Comparative Law) 及び The Graduate Program の Director, John Norton Moore 教授 (International Law, Ocean Law) の御好意により、バージニア大学ロー・スクールの Visiting Scholar として、昭和61年3月から10月まで同学部で研修する機会に恵まれた。

同学部の Auther J. Morris Law Library の中に外国人研究者用の個室 carrel を当てがってもらい、快適な研究生生活を送る傍ら、幾つかの講義・演習にも参加してみた。

ここに書き記したことは、その時の経験を通して知り得たことをまとめたものであるが、時間の都合で、意図したところの半分も整理することができなかった。

昨年11月から本年1月はじめにかけては、ロンドン大学クイーン・マリー・カレッジ University of London, Queen Mary College の Centre for Commercial Law Studies の Director, R M Goode 教授 (Commercial Law, Consumer Law) のお世話で同 College 及び上級法学研究所 Institute of Advanced Legal Studies の carrel を拠点に研究することができた。

その後西ドイツに移動し、Hamburg では Eike von Hippel 教授の、Münster 大学では Bernhard Grossfeld 教授のお世話になった。これらの国々の学問状況その他についても紹介する責任があるかと思うが、後日を期したい。

## 1 バージニア大学 The University of Virginia

バージニア大学は、首都ワシントンから南西に110 miles(約177km)、ハイウェイを通過して車で約2時間の距離にあるシャーロッツビル Charlottesville 市にある。同市はアパラチア山 Appalachian Mountains 系の Blue Ridge Mountains のすそ野に広がる、人口約40,000人の商業都市であるが、その半分以上がバージニア大学の教職員・学生という文字通りの大学町である。

バージニア大学は、別名“Mr. Jefferson’s University”とも呼ばれ、米国第3代大統領タマス・ジェファソン Thomas Jefferson によって1819年に創立された大学である。1825年3月7日の創業時の教職員・学生は、僅かに教職員 faculty members が8名、学生が68名であった。

Jefferson のかかげた建学の精神は、真理探求の無限の自由と民主主義の実現であり、建国間もない若い共和国米国の将来を担う有用な人材を育成することであった。この為に、建築家でもあった彼は、いわゆる大学村“academical village”を構想し、ローマの Pantheon に似せたキャンパスを完成した。即ち、中央奥に The Rotunda を配し、両脇に学生用の one-room student living rooms と教授用の larger buildings-pavilion とを交互に並べる colonnaded rows, その間に挟まれた広大な空間を芝生の広場 The Lawn として、教授と学生が一つの community を形成しながら、切磋琢磨できる system をつくった。この一角は、Rotunda が過去に一度火災にあい復元されたのを除けば、原形を留めており、今日のマンモス化した同大学の中心に位置する symbolic area になっている。ここの Range Colonnades rooms は、今なお冷暖房設備がなく、暖炉に薪をくべるようになっており、バスルームも共同になっているが、ここに入居できることは極めて名誉であり、一部の選ばれた4年生と大学

院生 selected fourth-year and graduate students の優秀な学生しか入居資格がない。Jefferson は、大学設立の趣旨につき、次のように述べている。“This institution will be based on the illimitable freedom of the human mind, For here we are not afraid to follow truth wherever it may lead, nor to tolerate any error so long as reason is left free to combat it.”

バージニア大学は、現在、法学部 School of Law, 文理学部 Graduate School of Arts and Sciences, 経営学部 Colgate Darden Graduate School of Business Administration, 商学部 McIntire School of Commerce, 教育学部 Curry Memorial School of Education, 建築学部 School of Architecture, 工学及び応用科学部 School of Engineering and Applied Sciences, 医学部 School of Medicine, 看護学部 School of Nursing と教養部 College of Arts and Sciences の10学部を擁している。米国の大学の School は、通常、2年ないし4年課程の大学 (colleges) を卒業した者が入る大学院課程であり、したがって上記の大部分の学部の学生も大学院生 graduate students のみであるが、建築学部は独自の学部課程 undergraduate program を持っており、又看護学部も学部課程を持ち、学士号 bachelor を付与しているが、ドクター・コースを持たず、マスター・コースどまりになっている。もとより College of Arts and Sciences の学生は、学部学生 undergraduate students のみである。

附属施設としては、図書館、博物館、劇場、メディカル・センター、体育館、スタジアム、ゴルフ場、教職員用住宅 Faculty Housing から学生寮 Dormitory に至るまで大規模施設だけでも多数にのぼり、市内全域に分布している。そしてこれらの施設と各キャンパスを結ぶ大学独自の大型バスが何十台も深夜まで無料で運行している。

大学図書館は複数あり、250万冊以上の蔵書と1億以上の写本・手書き原稿 manuscripts を擁する中央図書館 Alderman Library が最も有名である。そこに収められている Edgar Allan Poe (1809-49) 関係の稀覯本、Manuscripts を含む special collections は、2億ドル(1985年の交換レートで約400億円)以上の価値があり、世界で最も著名な collections の1つで、世界中から研究

者が訪れている。次に大きなものとして、学部学生用の図書館 The Harry Clemons Undergraduate Library があり、美術図書館として The Fiste Kimball Fine Arts Library がある。更に、各学部には大学院図書館 graduate libraries があり、中でも最も有名なのがロー・スクールの Law Library で、後述するように、1985年現在で52万5千冊を擁し、年間百万ドル（約2億円）の購入費を当てている。医学部には The Claude Moore Health Sciences Library がある。外に、an art museum, two drama theaters, a movie theater があり、学生たちの文化生活を支え、市民にも親しまれている。

Medical Center は、医学の教育・研究・応用の集中施設で、医学部・看護学部の外、ベッド数900の附属病院、Children's Medical Center, Primary Care Center, Claude Moore Health Sciences Library から救急患者用の Airport に至るまでそのスケールの大きさは日本の大学の医学部とは比較にならない程のもので、その研究水準も高く、日本からも5、6人の医学者が留学していた。

附属スポーツ施設としては、42,000人を収容できるアメリカン・フットボール用の Scott Stadium, 9,000人を収容できるバスケット・ボール arena の University Hall, プール, 無数のテニス・コート, ハンドボール・コート, a nine-lane tartan running track 等があり、又1984年から、卒業生の寄附で、18ホールの広大なゴルフ場が、教職員・学生専用開設されている。これでも不足だということで、スポーツ施設の増設が続けられていた。

Virginia 大学は、Jefferson によって創立された小規模の私立大学から、今日では、広大な人的物的施設を有する州立の Multiversity に発展している。

学生数は、1985年現在、約17,000人で、そのほぼ3分の2がバージニア州出身、半分が女子学生で、全体の3分の2が学部学生 undergraduates である。全学生の7%、学部学生の9%が黒人学生で、東南部の大学にしては少ないように思われた。

教職員は約10,000人で、その中1,600人がscholars and teachers で、うち225人がいわゆる endowed professorships を持っていた。

卒業生で著名な人には、Edgar Allan Poe, Woodrow Wilson, Dr. Walter Reed, Alben Barkley, Erskiner Caldwell, Louis Auchincloss, Edward Kennedy, Hugh Scott 等があり、41名の Rhodes Scholars を輩出している。

学外教育 Off-Grounds Education 機関として生涯教育部 The Division of Continuing Education を置き、Charlottesville 市内及び Virginia 州内の成人教育 adult education に力を入れていた。

多数訪れる外国人研究者及び学生の受け入れについても行き届いたサービスが行われており、Office of International Student Affairs や International Center を中心として登録、旅券、宿泊、国際交流、会話教室等のサービスが行われていた。筆者も大変お世話になったが、このような機関は、正規の職員の外、家庭の主婦を中心とした多くのボランティアによって支えられていた。

今日、バージニア大学は、教育及び雇用においてあらゆる差別をしないとする非差別政策 Non-Discrimination Policy を基本方針とし、次のように宣言している。

“The University of Virginia does not discriminate in education and employment on the basis of race, color, religion, national origin, political affiliation, handicap, sex or age, and it operates both affirmative action and equal opportunity program, including grievance procedures, that are consistent with both federal and state regulations.”

## 2 バージニア大学ロー・スクール

### The University of Virginia School of Law

Thomas Jefferson が、1819年バージニア大学を創立したとき、その基本構想の中に Law は既に存在しており、1825年3月7日に授業が開始されたときには法学部も確立され、その後今日に至るまで大学の重要不可欠な部門の1つとして存在し続けて来た。

1825年から1894年までは一年制だったものが、1894-95年の session に二年

制に移行し、1910-11年の session に三年制に移行して今日に至っている。

1985年現在、ロー・スクールには国内46州及び外国の116大学 colleges and universities 出身の1,141名の学生が在籍している。1984年の新入生を例にとると、国内外の529大学から3,454名の入学志願者があり、合格して入学した者は380名で、約9倍の競争率になっている。内223名がバージニア州出身で、その他が157名(40州)となっているが、女子は124名で、minority students が32名となっている。また、バージニア州出身者は797名中223名で約3.6倍、他は2,657志願者中157名で約17倍もの競争率になっている。自州出身者優遇の制度があるのかどうか詳らでないが、授業料については明らかに優遇されており、1985-86 session で Virginia Students は、年間(3ヶ月の夏休みを除いて9ヶ月、Session of Nine Months) 約3,000ドルであるのに対し、Out-of-State Students は約6,500ドルと2倍以上になっている。合格者数については minority 保護の制度があり、成績が他の合格者の最低点を下まわっていても合格させるべきであるとの抗議運動が展開されていた。

入学資格は、年齢18歳以上で、Association of American Law Schools によって認定されている colleges に3年以上在籍し、そこでの成績の平均点 undergraduate grade-point average (GPA) と Law School Admission Test (LSAT) の成績及びその他の factors の総合点が合格点に達していることとなっているが、通常 LSAT score と GPA の2つの factors が約80%のウェイトを占めるといわれている。

1984年の入学者の例では、LSAT score が94 percentile で平均年齢が23歳となっている。年齢が18歳以上となっているのは、米国の学校制度の中に飛び級制度があるからだと思われる。また学生の年齢がまちまちなのは、college を卒業してから一旦社会人になりその後大学に戻って来る者や graduate school を卒業したり中退した者が再度入学して来るからだといわれている。

Law School の教員 teaching faculty は、1986-87 session において、full-time members が、professors 44, associate professors 5, assistant professors 15, visiting professors 等の adjunct faculty 4 で計68人、内女性が professor

1, assistant professors 6 で計 7 人, また黒人は associate professor (女性) 1, assistant professor (男性) 1 で, 非常に少ない方だといわれ, 大学教員への道は, 黒人にとって, 今なおきびしいように思われた。

なお, trial advocacy 等の法廷実務教育や銀行法 banking law 等の特別法の教育に, 裁判所, 弁護士事務所, 政府 (連邦及び州の), 企業等から招ばれる part-time lectures が68人にのぼっている。

また, 日本の大学と最も異なるところは, 一般職員 general faculty にも特技を持つ優秀な者には, professor, associate professor, assistant professor の資格が与えられることである。professor of librarian 1, associate professors of librarian 3, assistant professors of librarian 8, instructor of librarian 1 計13人の外, このような肩書きを持たない図書館職員が16人, 学部長秘書, 各教授秘書, 一般事務職員が多数にのぼっている。一般職員の中でも法律雑誌の編集に当たる職員は, associate professor か assistant professor の資格を持っている場合が多い。

老練の教授の研究室は, 秘書室の奥の部屋になっていて, 秘書室を通らないと教授に面会できないような構造になっているが, 教授によってはこのような system をきらい, 数人の教授の秘書たちが一つの部屋に集められ, 仕事をさせられているところもあった。

教授たちにはいろいろなタイプがあり, 日本の場合と同様, 自宅型の人, 研究室型の人がいるとのことであるが, 通常研究室を office と呼んでいるところからも分かるように, 大部分の教授たちは研究室を office として使っているようであった。

バージニア大学ロー・スクールの附属施設で最も有名なのは, Arthur J. Morris Law Library で, 525,000冊の蔵書を擁し, 29名のスタッフによって運用されているが, 年間の予算は約100万ドルである。中でも有名なのは国際法関係のコレクションの collection on international Law and in the Newlin Collection on Oceans Law and Policy で, Ocean Law の権威 Walter L. Brown Professor John Norton Moore は, Center for Oceans Law and

Policy, Center for Law and National Security 及び The Graduate Program の Director で、筆者も大変お世話になった。外に International Human Rights の権威 Howard W. Smith Professor Richard B. Lillich 及び Professor David A. Martin も著名で、3教授ともワシントン政府と深いつながりを持っていた。

米国は、連邦の外に、50の州がそれぞれ独立の裁判制度を持っている上、判例法主義の国であり、全国の裁判所からはき出される判決はぼう大なもののにぼる。幾つかの出版社がこれを見事に編集・出版しているとはいえ、Law Library でこの無数ともいえる判例集を前にするとすっかり圧倒され、目のくらむような思いがする。Law School の教授たちも、Library で熱心に目を通しておられたが、骨の折れる作業のようであった。西独 Münster 大学に筆者を招へいして下さった Bernhard Grossfeld 教授も、South Carolina 大学の Visiting Professor の折同じような心境におそわれたようで、「アメリカ法は無秩序で分かりにくい。」と話しておられた。その体験から書かれたのが、“Geography and Law” (Michigan Law Review, Vol. 82, Nos. 5-6) のようであるが、ともかくアメリカ法のぼう大さには圧倒された。

バージニア大学ロー・スクールの学期は、秋学期 Fall Semester (August 20～December 20) と春学期 Spring Semester (January 13～May 18) に分かれ、年間を通して82科目の講義 Courses と32の演習 Elective Seminars, 更に25の招待講師の担当する上級の講義・演習 Advanced Courses and Seminars offered by Invited Lectures が開設されていた。

講義・演習時間は通常50分休み時間10分という単位になっていて、これを One Semester 継続してとった場合が1単位 one semester-hour-credit ということになっているようで、日本の大学の場合と同様である。担当講義時間3時間を1日で消化する教授もおれば、2日ないし3日で消化する教授もあり、時間割は教授の都合に合わせて組まれているようであった。

Carrel での研究の傍ら、各教授たちの了承を得て、Daniel J. Meadaw 教授の Federal Courts, John C. McCoid II 教授の Debtor-Creditor Relations,

David A. Martin 教授の International Human Rights の各講義 Courses と Laurens Walker 教授の Civil Litigation Practice の演習 Elective Seminar を聴講させて頂いた。

筆者の米国滞在期間との関係で、Meadow 教授の講義は数回しか聴けなかったが、教授は全盲のハンディキャップを負っているにもかかわらず、1000頁に及ぶテキストの Casebook を殆どそらんじておられるようで、その超人的な頭脳に驚かされた。また教授は、その専門の関係で、Graduate Program for Judges の Director や the Office for Improvements in the Administration of Justice in the U. S. Department of Justice の Assistant Attorney General を勤めておられた。

他の講義・演習は Fall Semester に設けられていたため、夏休み明けの9月から10月にかけてそれぞれ20回程度参加することができた。何れも1000頁程の部厚い Casebook の外資料集を用い、1回につき50頁程の速さで進むので follow することすら十分にはできない有様でしたが、いろいろと参考になることが多かった。大教室での講義の場合の学生と教師との間の質疑応答は思った程ではなかったが、Walker 教授の50人程度の Seminar においては、毎回開始から終了まで、教授が学生から質問せめに合うという状態で、時として教授が立ち往生する場面もあり、その熱気には圧倒された。丁度 Class Action の部分にさしかかり、Federal Rule of Civil Procedure for the United States District Courts 23条の解釈が問題になったときは、まるで概念法学の講義でも聴いているような錯覚に陥った。この Rule 23の構造が極めて複雑になっているせいもあるが、この解釈をめぐる複数の判決相互間にかかなりの矛盾があるように思われた。米国でも統一的な制定法の多くなっている今日、連邦裁判所及び各州の多数の裁判所の間、その解釈をめぐる対立が生ずることも避け難く、その解釈の統一にはかなりの時間を要するよう思われた。

多民族国家で多様性に富んだ米国においては、人種・民族間に価値観の相違も頻繁にみられ、事件毎に ad hoc に処理した方が具体的妥当性が得られるようにも思われた。しかし、ぼう大な判例の中から関係部分を抽出して行く作業

は並大抵のものではなく、何らかの制度改革が望まれる。

ところで、このような複雑な法体系を、ロー・スクールの3年間で修得することができるであろうか。しかも undergraduate course では幅広く知識を修得することが要求され、制度的にもそのようになっているので、結局 case method により事実の正確な把握力を身につけること、そして細かな法理論の暗記よりは基本的な法的思考力つまり legal mind の修得ということが重要になってくるのであろう。専門馬鹿よりは総合的な思考力とでもいうべきものであろう。

バージニア大学は今やマンモス大学であり、その付与する学位も、学士号 bachelor's degree が52分野にわたり、修士号 master's degree が93分野、doctorate が53分野にわたっているとのことである。

ロー・スクールにおいても、通常の3年の課程を修了し、86単位 eighty-six semester-hours of course credit を取得して得られる学位が Juris Doctor (J. D.) であり、two semesters つまり1年在籍して24単位以上を取得し、出版可能な報告書 substantial written work of publishable quality を提出して得られるのが Master of Law (L. L. M) である。更に、Doctor of Juridical Science (S. J. D.) は、two semesters (1年)の在籍期間、大学院の指導教授 Graduate Adviser の当該学生の作品を通じての推薦、最低6単位の取得、満足の行く学位論文 satisfactory dissertation、及びそれから一定の時間を置いたからの学位論文についての口頭試問、学位論文審査報告書の提出により取得される。在籍期間が短くて済むことと取得単位数が少ないところは有利であるが、論文についての審査がきびしく、日本の論文博士号に相当すると思われる。

ロー・スクールの3年の在籍期間中他の学部又は学科に乗り入れて一定範囲の単位を取得し、それが必要単位数に換算されることによって双方の学位が取得できる相互乗り入りの結合学位取得制度 Combined Degree Programs が、次のように9 Programs 設けられている。

The School of Law と the Graduate School of Arts and Sciences (the Department of Economics) との間に J. D. - M. A. (Economics) Program, 同

じく文理学部の the Woodrow Wilson Department of Government and Foreign Affairs との間に J. D. - M. A. (Government and Foreign Affairs) Program, 法制史 Legal History 研究促進の為に the History Department との間に J. D. - M. A. (History) Program, その他に, J. D. - M. A. (Philosophy) Program, J. D. - M. A. (Sociology) Program, J. D. - M. A. M. A. (Marine Affairs) Program, 経営学部 Colgate Darden Graduate School of Business Administration との間に J. D. - M. B. A. Program, 建築学部の the Division of Urban and Environmental Planning との間に J. D. - M. P. Program, the Graduate School of Arts and Sciences の the Department of Commerce との間に J. D. - M. S. (Accounting) Program がある。何れも法学博士 Juris Doctor (J. D.) に対して他方は修士 Master のみでの組み合わせ combined になっている。

### 結びに代えて

Professor Kenneth R. Redden J. D. 及び Professor James McClellan, A. B., M. A., Ph. D., J. D. 編の “Federal Regulation of Consumer-Creditor Relations” に接したことが, バージニア大学ロー・スクールへの留学のきっかけになり, 次のような筆者の在外研究の題目 Subject of Overseas Research: “A Study of Administrative and Judicial Systems for Settling Consumer Troubles in the U. S. A., England and West Germany” (supported with the Japanese Government’s Overseas Research Fund) の設定の動機になった。しかし, Redden 教授の研究の比重は Comparative Law にかかっており, 外の Professor たちも講義・演習において Consumer Law に触れはしても, あくまで Nebenarbeit に過ぎなかった。Law Library の Consumer Law 関係の図書は最新のものも含めて一応のところまで揃ってはいたが, 必ずしも十分ではなかった。

他方, 昭和61年5月30, 31の両日 Saint Louis University School of Law

で開催された代替的紛争解決 Alternative Dispute Resolution に関する Workshop に、J. C. McCoid II 教授の紹介で参加することができたことは、誠に有意義であった。その折、同大学の Consumer Law の権威 Donald King 教授と一日時間を共にすることができ、アメリカにおける Consumer Law の体系その他につき、示唆に富む指導を頂くことができたことは、好運であった。

London では、Consumer Law に関する多くの著書・論文を著している R. M. Goode 教授と Ross Cranston 教授にお会いすることができ、貴重な助言を賜ることができたことは何よりであった。しかし、Thatcher 政府による大学関係予算の大幅なカットにより、London 大学 Queen Mary College, Institute of Advanced Legal Studies 及び London School of Economics の各 Libraries 並びに British Library に最新の図書が大幅に欠けているのに驚かされた。なお、Queen Mary College の法学部長 Graham Zellick 教授（憲法担当）から“Legal Education in England”という論文の抜刷を頂くことができたことも光栄の至りで、後日紹介したいと思っている。

次に、西ドイツにおいては、Hamburg の Max-Planck-Institute の Eike von Hippel 教授及び Münster 大学の Bernhard Grossfeld 教授に大変お世話になるとともに、懇切な御指導を頂いた。滞在期間が短かったせいもあり、十分 communicate できなかったのは残念であるが、是非別の機会をつくりたい。

集めた資料はぼう大であり、未だに十分渉獵できていないが、近い将来本格的な Monographie を仕上げたいと思っている。

この報告は、今回の文部省長期在外研究の一つの締めくくりとして、比較文化論にまで及ぶつもりで書き始めたのであるが、時間切れで諦めざるを得ない。なお、この小稿をまとめるにあたって、Virginia Law School Report, University of Virginia School of Law Record 1985・86等の brochures を参照した。  
(1987. 9. 20)